

## 財政学会報告論文

(学会でのコメントなどをもとに、今後更に改訂する予定です)

### 個人自営業者の節税行動に関する

#### 実証分析<sup>1</sup>

八塩裕之 (財務省財務総合政策研究所)<sup>2</sup>

#### 1. はじめに

所得税は労働供給や貯蓄などにはあまり影響を与えない一方で、節税行動には大きな影響を与えることが指摘されてきた。欧米では多くの研究によって、その実態が明らかにされつつある(例えば Enis and Ke(2003)、Gordon and Slemrod(2000)、Lang et al.(1997)、Sloan and Adamache(1986)、Woodbury and Hamermesh(1992)など)。節税行動がもたらす問題は、それが所得税による死加重を増大させ(Feldstein(1999))、またそれが富裕階層によってなされる場合には(Moffitt and Wilhelm(2000))、税の所得再分配機能が損なわれることである(Kopczuk(2001))。そのためその存在は所得税政策に大きな影響を与える可能性があり、その実態分析の重要性が高まっている。

しかし日本では分析に使用できる適切なデータが少なく、これまでその実態はほとんど分析されてこなかった。本稿では節税がより容易と考えられる個人自営業者に注目し、限られたデータの中で、その一端を明らかにすることを目的とする<sup>3</sup>。そしてそれが所得税政策に与える影響について考察する。

日本で自営業者の節税の問題を扱った数少ない研究に田近・八塩(2005)がある。

---

<sup>1</sup> 本稿の内容は全て著者個人の見解であり、著者が属する機関の見解を示すものではない。なお論文の初稿において、田近栄治教授(一橋大学大学院)から貴重なコメントをいただいた。感謝の意を表したい。

<sup>2</sup> 連絡先 [hiroyuki.yashio@mof.go.jp](mailto:hiroyuki.yashio@mof.go.jp)

<sup>3</sup> 欧米では個人自営業者による節税行動の分析もさかんになされている。それによると自営業者は法人・個人の事業形態選択(Slemrod(1994)、Ayers et al.(1996)、Plesko(1999))や資金借入れの操作(Croyd et al.(1997)、Ayers et al.(2001))などを通して節税をしているとされ、また所得税の限界税率変化に対する課税所得の弾力性も雇用者に比べて大きい(Sillamaa and Veall(2001))。

そこでは自営業者が事業形態を個人から法人に転換して所得税を節税している（いわゆる「法人成り」）ことが示された。しかし法人成りには税以外のコストも伴うため<sup>4</sup>、日本ではいぜん多くの自営業者が法人にならず個人形態のまま事業をおこなっている。本稿ではそうした自営業者の有力な節税手段のひとつと考えられる、事業主から家族従業員への所得分散（インカム・シフティング）行動について分析する<sup>5</sup>。

日本では青色申告を選択した個人形態の自営業者（以下単に自営業者、もしくは青色申告者などよぶ）は、事業に従事する家族従業員（専従者）に対し専従者給与を与えることができる。例えば 2002 年の税務統計によると、専従者一人あたり給与額は平均 221 万円である。専従者や専従者給与額は事前に税務署に届け出なければならず、また専従者にできる家族は同居親族に限られ、その給与額も労務対価相当である必要がある。それでも自営業者としては税務署に否認されない範囲で給与額を高めを設定し、できるだけ多くの所得を家族に分配すればそれだけ世帯全体における税負担を軽減できる。特に事業主と専従者が直面する所得税・住民税の限界税率差が大きい場合には、そのメリットは大きくなる。本稿では 1970 年から 2002 年までの『税務統計から見た申告所得税の実態』（国税庁）を用いた計量分析によって、限界税率差の変化がそうした節税行動に大きな影響を与えてきたと考えられることを示す。

ここでいう「限界税率差」は、単に所得税・住民税の限界税率表で決まるのではなく、税制全体できまることに注意が必要である。たとえば専従者給与には給与所得控除が適用されるが、この控除は給与額によって控除率が決まる構造をもち、したがって給与が 1 円増加してもそれが全額課税所得とはならず、実質的に限界税率を下げる効果がある。1974 年には給与所得控除が大きく引き上げられたため、専従者給与の限界税率が実質的に大きく引き下げられた。またほかの要素としては事業主の所得に課税される個人事業税や、近年の所得税・住民税の定率減税などがある。こうした税制のさまざまな要因が、事業主と専従者の限界税率差を変化させてきたと考えられる。

本稿ではこうした税制の変化が、自営業者の専従者給与によるインカム・シフティングに影響を与えてきたと考えられることを、具体的に示した。分析結果で特に

---

<sup>4</sup> 法人成りには、登録免許税などの費用（少なくとも 20～30 万円）や税理士に税務を依頼するための費用などが必要である。

<sup>5</sup> 家族への所得分散による節税を扱った先行研究に Stephens Jr. and Ward-Batts (2004) がある。

興味ある点は、所得が高い自営業者の所得分散行動が、より税制の変化に影響を受けやすいと考えられることであった。

分析で得られたインプリケーションは以下の2点である。まず1点めとして、個人自営業者の節税行動と税の関係の一端が具体的に示された点である。また分析ではデータの都合などもあって個人形態の自営業者の所得分散行動に注目したが、注意すべきことは家族経営の中小法人でも、家族をその社員とすることで同様の節税が可能であることである。つまりこうした節税は個人・法人を問わず自営業者全般に広く広まっている可能性がある。

2つめのインプリケーションは、税が所得の高い階層の節税により大きな影響を与えていると考えられる点である。こうした分析結果が事実であるとするれば、節税によって所得税の所得再分配機能が大きく損なわれている可能性がある。これがどの程度深刻な問題であるかは、今後の重要な研究テーマであると思われる。

本稿の構成を述べる。まず第2節で専従者給与制度の概要と現状を説明し、第3節で所得分散行動の鍵であると考えられる、事業主と専従者の限界税率差の変化について説明する。第4節で分析結果を示し、最後に第5節で議論を総括する。

## 2. 専従者給与制度の概要とその現状について

### 2.1 専従者給与制度の概要について

まず専従者給与制度について説明する<sup>6</sup>。「はじめに」で述べたように、個人形態をとる自営業者は、その事業に従事する家族従業員を税務上「専従者」とし<sup>7</sup>、事業で得た所得の一部を専従者給与として分配できる（事業主はその残りを事業所得として申告納税する）。かつては分配できる給与に上限があったが、1968年（住民税では69年）以降、青色申告を選択した自営業者（青色申告者）についてその上限は撤廃された（白色申告者は依然事実上分配できる給与が制限されている（専従者控除制度）<sup>8</sup>）。専従者となる家族や支払う給与額は事前に「青色事業専従者給与に関する届出書」によって税務署への届出が必要であり、またそれが認められるには次

---

<sup>6</sup> 青色専従者給与制度については吉野（2003）や遠藤（1998）などを参照のこと。また制度の歴史的背景は播（1990）や全国青色申告総連合（2000）が示している。

<sup>7</sup> 厳密にいうと、専従者を持つことができるのは、事業・不動産・山林のいずれかの所得がある個人である。

<sup>8</sup> 現行の専従者控除制度における専従者1人あたりの控除額は、次のA、Bのうち低いほうの金額である。A 配偶者86万円、それ以外50万円。B（不動産所得+山林所得+事業所得）/（専従者数+1）。

のような条件を満たす必要がある。専従者となれる家族は「15歳以上で専ら事業に従事する、生計を一にする配偶者その他親族」であり、給与額の条件は「労務対価として相当」というものである。

だれを専従者とするかの基準は比較的明確である一方で、「労務対価相当」という給与額の基準は比較的あいまいであり、自営業者の裁量が入りやすいと考えられる。自営業者にとって、税務署に否認されない範囲でできるだけ給与額を高め設定し、なるべく多くの所得を家族に分配すれば、世帯全体として税負担を最小化できる。特に事業主と専従者の直面する所得税・住民税の限界税率差（以下単に「所得税の限界税率差」などよぶ）が大きいときは、こうした節税のメリットも大きくなる。

ここでいう「所得税の限界税率差」は、単に所得税・住民税の限界税率表で決まるのではないことに注意が必要である。一例として、夫婦2人で事業を営んで所得を600万円稼ぎ、そのうち（労務対価相当の給与として）200万円を配偶者の専従者給与に、残りを事業主の事業所得に分配するケースを考える。2005年の税制では専従者給与200万円の場合、その課税所得は給与所得控除78万円<sup>9</sup>と基礎控除38万円によって84万円（住民税は基礎控除が33万円のため89万円）となり、税率表上の限界税率は15%（所得税10%、住民税5%）となるが、これに給与所得控除の所得控除率0.3、1999年以降実施されている定率減税<sup>10</sup>を考慮すると、実質的な限界税率は8.6%となる<sup>11</sup>。一方事業主の事業所得400万円に対しては、個人事業税5%<sup>12</sup>、青色申告特別控除と基礎控除、定率減税を考慮すると、実質的な限界税率は16.6%となる<sup>13</sup>。その結果この世帯の限界税率差は約8%となる。このように限界税率差には税制のさまざまな変化が影響を与えるが、以下ではこうした変化が専従者給与額の操作による所得分散行動（インカム・シフティング）に影響を及ぼしてきたと考えられることを示す。

---

<sup>9</sup> 現行の給与所得控除制度では控除最低額65万円と、給与額に応じた5段階の所得控除率（給与180万円以下の部分で40%、360万円以下で30%、660万円以下で20%、1000万円以下で10%、1000万円超で5%）を定めている。

<sup>10</sup> 「定率減税」では所得税で一律20%（ただし減税限度額は25万円）、住民税で一律15%（ただし減税限度額は4万円）が減税される。ただし減税上限（所得税は25万円、住民税は4万円）に達すると定額減税となる。

<sup>11</sup>  $0.1 \times (1 - 0.3) \times (1 - 0.2) + 0.05 \times (1 - 0.3) \times (1 - 0.15) = 0.08575$ 。

<sup>12</sup> 現行制度では個人事業税には290万円の事業主控除が適用される。また、ここでは第一種産業の税率を用いた。

<sup>13</sup>  $(0.1 \times (1 - 0.2) + 0.05 \times (1 - 0.15)) \times (1 - 0.05) + 0.05 = 0.166375$ 。個人事業税が所得税・住民税の課税ベースから控除される点に注意が必要である。

## 2.2 専従者給与による所得分散の現状について

次に専従者給与による所得分散の現状を概観する。専従者給与や、(専従者給与を分割したあとの)事業主の事業所得の情報は『税務統計からみた申告所得税の実態』各年版(国税庁、以下ではこれを『申告所得税の実態』とよぶ)に示されており、以下ではこれを使って現状を説明する。

まずデータを説明する。『申告所得税の実態』はクロス・セクションの所得階層別の累計所得データである。データは申告納税をおこなった個人(以下では「申告納税者」とよぶ)を対象とする<sup>14</sup>。そして申告納税者を営業所得者・農業所得者・その他事業所得者・その他所得者の4つに分類した上で<sup>15</sup>、それぞれの所得者を、合計所得<sup>16</sup>をキーとして18(2002年データの場合)の所得階層区分にわけ、各区分に属する納税者数やその納税者が申告した所得額の累計などを報告している。データにはその区分の納税者が申告した事業所得額の累計も示されており、分析ではこれを用いて(専従者給与を控除した後の)事業主の事業所得を計算する。

一方専従者給与額の情報は、『申告所得税の実態』の一表である『専従者表』に示されている。この表ではまず申告納税者を青色申告者と白色申告者にわけたうえで、先に述べた4つの所得者・18(2002年)の所得階層区分別に、青色・白色それぞれの申告納税者に属する専従者数の累計と、専従者給与額の累計などを示している。先に述べたように白色申告者は専従者に分配できる給与額に上限があり、以下では、こうした上限がなく所得分散による節税が可能な青色申告者の専従者の情報を用いる。

表1ではこのデータの2002年版を用いて、専従者給与による所得分散の現状を示した。まず表の第1列では(専従者給与控除後の)事業主の事業所得の現状を示した。具体的にはデータにおける事業所得者(営業・農業・その他事業の3事業所得者)の平均事業所得を所得階級別に記している。本来この第1列では(所得分散が

---

<sup>14</sup> 納税申告の必要ない個人(たとえば副収入のないサラリーマンなど)はデータの対象外となる。

<sup>15</sup> 4つの所得者の分類方法は、たとえば全体の申告所得のなかで営業所得を一番多く申告した者は営業所得者に分類される。なお「その他所得者」には、副収入のある給与所得者などが含まれる。

<sup>16</sup> 合計所得とは15種類の所得(営業・農業・その他事業・利子・配当・不動産・給与・総合譲渡・一時・雑・山林・退職・分離短期譲渡・分離長期譲渡・株式等譲渡)をすべて合計した所得である。

可能な)青色申告者の平均事業所得を示すべきだが、こうした情報は手に入らないため、かわりに全事業所得者の平均事業所得を用いた。次に第2列では青色専従者一人あたりの平均専従者給与額を示した。これによると平均専従者給与額は、所得70万円以下の青色申告者で125万円、5000万円以上で674万円であり、かなりの所得が給与として家族に分配されていることがわかる。

次に表の第3列では、事業主と専従者の夫婦二人で事業を営む平均的な自営業者世帯を想定し、第1、2列の値を合計してその世帯が事業で稼いだ所得(以下これを「世帯事業所得」とよぶ)を計算した。その上で第4列ではその世帯事業所得に占める専従者給与の比率(これを専従者給与比率とよぶ)を、第2列、3列の値を使って(1)式で計算した。表によると、その比率は所得の高い階層ほど小さいが、平均してそれは26%となっている。

$$\text{専従者給与比率} = \frac{\text{配偶者への専従者給与}}{\text{自営業者の世帯事業所得}} \quad (1)$$

(自営業者の世帯事業所得 = 事業主の事業所得 + 配偶者への専従者給与)

本稿では約30年間の『申告所得税の実態』を使って、上記の方法で所得階層区分ごとに専従者給与比率を計算し、事業主と専従者の限界税率差の変化がそれにどのような影響を与えてきたかを分析する。

本節の最後に、『申告所得税の実態』の問題点を1つのべておく。先に述べたようにこのデータの対象は申告納税をした個人であるが、注意すべきは申告の結果税額がゼロとなった低所得者はデータの対象外となることである。特に所得控除引上げや特別減税があった年には税額ゼロの個人が増大し、データ上低所得階層の人数が大きく減少する<sup>17</sup>。そのためデータのこの部分は自営業者の実態を反映しているとはいえず、分析には使用できないと考えられる。

<表1 挿入>

### 3 事業主と専従者の限界税率差推移

次に、専従者給与によるインカム・シフティングに影響を与えられ、

---

<sup>17</sup> 例えば1998年には特別減税のために低所得階層の多くが税額ゼロとなり、データ上この部分の事業所得者数が大幅に減少した。その結果前年のデータでは282万人だった事業所得者数が、この年のデータでは一気に177万人に減少した。

事業主と専従者の限界税率差が過去 30 年にわたりどのように変化してきたかについて、一例を示す。その手順は以下である。まず夫婦二人の典型的な自営業者世帯が、平均的な世帯事業所得を約 30 年間稼ぎ続けたと仮定する。その世帯は毎年の世帯事業所得を、ある理論値にしたがって事業主の事業所得と配偶者の専従者給与に分割する。分析ではそれらに各年の税制を適用して両者の所得税の限界税率を計算し、その差がどう変化してきたかを示した。分析期間は 1970 年（青色申告者が分配できる専従者給与の上限が撤廃された 1968 年の 2 年後）から 2002 年の 33 年間とする。

まず標準的な自営業者の所得として、1970 年の『申告所得税の実態』から、所得水準が比較的当時の平均に近い、所得階層区分「70 万円以上 100 万円以下」の営業所得者を取りあげた。データによると、この区分の事業主の平均事業所得は 87 万円、平均専従者給与は 38 万円であり、先の表 1 と同じ計算方法を使うと、このモデル自営業者の 1970 年における世帯事業所得は 125 万円となる。

次にこれを使って、1970 年から 2002 年までの各年の世帯事業所得を求める。まず 1970 年の世帯事業所得 125 万円はその後 2002 年まで、平均所得の成長率で大きくなると仮定した。ここで「平均所得の成長率」としては、『申告所得税の実態』を使って、全自営業者における平均世帯事業所得の成長率を計算することが考えられるが、これには問題がある。つまり先述のように、このデータでは税額ゼロの個人が除外され、年によっては特別減税などのためにデータ上の低所得階層の人数が大きく減少したりするため、このデータをこうした計算に用いるのは問題がある。そこでかわりに、自営業者の所得とサラリーマンの所得の伸びが等しいと考え、世帯事業所得の成長率として、平均給与の成長率を用いた。これについては『税務統計から見た民間給与の実態』（国税庁、以下『民間給与の実態』と略す）各年版から計算できる。これを使って計算すると、2002 年のモデル自営業者の世帯事業所得は 530 万円となった<sup>18</sup>。

次に 1970 年から 2002 年までの専従者給与額を計算する。先述のように専従者給与は本来「労務対価相当」額によって決定されるはずである。以下ではその「労務対価相当」給与額の成長率は、個人企業に勤務するほかの一般従業員の平均給与成長率と等しいと考えた。具体的には『民間給与の実態』より個人企業勤務者（一年勤続）の平均給与成長率を計算し、これを専従者給与の成長率とした。これを用い

---

<sup>18</sup> ちなみに、2002 年の男子平均給与は 547 万円であった。

て計算すると1970年に38万円だった専従者給与は、2002年に154万円となった。最後に各年の事業主の事業所得は、上記で求めた世帯所得から専従者給与をひけば計算できる。2002年でそれは376万円(530 - 154 = 376)となった。

こうして求めた各年の事業所得と専従者給与に各年の税制を適用し、両者の限界税率差を計算した。計算で反映した項目は所得税、住民税、事業税、ほかに青色申告控除と基礎控除、(専従者給与に対して)給与所得控除である。また1990年代に何度か実施された特別減税は、99年以降実施されている定率減税のみ反映した<sup>19</sup>。

結果を示す前にもう一点、1973年から93年(住民税は1年遅れ)に有効だった、みなし法人課税制度について説明する。この制度が有効だった期間では、事業主は通常の実業所得による課税とみなし法人による課税のどちらかを選択できた。みなし法人を選択した場合、事業主の所得は給与として扱われ給与所得控除が適用されるのに対し<sup>20</sup>、通常の実業所得の場合は控除が適用されないため、どちらを選択したかで限界税率が異なる。そのためそれを事業主の税率計算にどう反映させるかという問題がある。分析ではみなし法人の場合と実業所得の場合で限界税率を両方計算し、それぞれを選択した自営業者の人数比<sup>21</sup>をウェイトとしてかけてたし合わせたものを、事業主の限界税率とした。

以上の方法で計算した事業主と専従者の限界税率を図1-1に示した。みなし法人を反映したケースと未反映のケースで大勢に影響はなく、以下ではそれを反映したケースで説明する。事業主の限界税率は1974年に20%となって以降、インフレによるブラケット・クリープの影響で上昇傾向となり、1994年に35%程度となった。その後減税によって税率は20%まで下げられた。

一方配偶者の限界税率は1974年に一時的にゼロとなったが、これはこの年に給与所得控除が引き上げられたためである。この年には控除の最低額が15万円から50万円に大きく引き上げられた結果、専従者給与の課税所得がゼロとなり、専従者給

---

<sup>19</sup> 期間1、2年の短期的な特別減税が節税行動に及ぼす影響はより限定的と考えられるため、定率減税以外の特別減税については分析から除外した。

<sup>20</sup> 制度上、みなし法人の事業主は所得を給与とみなし配当に分割することになっていったが、実際には節税の観点から所得の大半を給与としていたようである(政府税制調査会(1987年))。したがってみなし法人の事業主は、所得を全額給与とすると考えて限界税率を計算した。なお制度の詳細は『図説日本の税制』(財務省)などを参照のこと。

<sup>21</sup> みなし法人選択者数は、全国青色申告会総連合の資料、及び播(1990)を用いた。データ提供について、全国青色申告会総連合に対し感謝の意を表したい。

与の税負担が一時的にゼロになったことを反映している。その後配偶者の税率は所得税・住民税の最低税率である 15% 近辺で推移した。専従者給与の課税所得は給与所得控除によって大きく圧縮されるため、インフレ下でも課税所得があまり大きくならず、限界税率はあまり上昇しなかったと考えられる。

図 1-2 には、事業主の限界税率から専従者の税率をひいて求めた限界税率差を示した。これによると、限界税率差は 1974 年に給与所得控除引き上げで一時的に拡大し、さらに 90 年代前半までインフレによって拡大傾向が続いた。その後減税によって、それは縮小傾向となった。

以上の結果はあくまで平均的所得の世帯における計算例であり、すべての所得階層で同様の結果が得られるわけではない。しかし限界税率差に影響を与えた要因についての大雑把な傾向をよく示していると思われる。以下ではこうした税率差の変化が専従者給与による所得分散行動に与えた影響について、計量分析で考察する。

< 図 1-1、1-2 挿入 >

## 4 . 分析

### 4 . 1 モデル

まずモデルを説明する。分析期間は 1970 年から 2002 年とし、データは『申告所得税の実態』と『専従者表』の各年版を用いる。本稿で用いるような累計所得データを使って、インカム・シフティングによる節税を分析した先行研究に Gordon and Slemrod (2000) (GS) があり、モデル設定ではそれを参考にした<sup>22</sup>。基本モデルを

---

<sup>22</sup> GS は法人・個人の所得税の限界税率差の変化が法人の資本収益率に影響を与えていることを示し、これを、法人・個人の課税ベース間のインカム・シフティングによるものだと主張した。GS が用いたデータは、30 年間における資本金階級区別の法人所得累計データあり、そのモデルは以下である。

$$R_{it} = a + F[a_{it}] + \sum_t b_t d_t + bMT_{it} + e \quad (2)$$

GS はデータの資本金階級区分ごとに法人の平均資本収益率を計算し、これを被説明変数  $R_{it}$  に用いた ( $i$  は資本金階級区分を示す)。一方説明変数としてはまず、資本金階級によって  $R_{it}$  が異なることを考慮し、資本金階級区分ごとの平均資本金額 (実質ベース)  $a_{it}$  を加えた。  $F[a_{it}]$  は  $a_{it}$  の関数であることを示し、論文では GS は piecewise-linear な関数を用いている。  $d_t$  は時間に関するダミー変数、  $MT_{it}$  はその

(3) で示す。

$$RF_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 INC_{it} + \alpha_2 INC_{it}^2 + \alpha_3 INC_{it}^3 + \alpha_4 RE_t + \alpha_5 MT_{it} + \epsilon_{it} \quad (3)$$

まず非説明変数の  $RF_{it}$  は、 $t$  年にデータの所得階層区分  $i$  に属する自営業者（以下ではこれを単に区分  $t \cdot i$  などとよぶ）の専従者給与比率である<sup>23</sup>。その計算は先の表 1 と同じ手順である。まず区分  $t \cdot i$  に属する事業主の事業所得として、この区分の事業所得者（営業・農業・その他事業所得者）の平均事業所得を計算する。一方  $t \cdot i$  に属する専従者の給与として、『専従者表』よりその区分の専従者一人あたりの平均給与を計算する。これらを合計して世帯事業所得をもとめ、それに対する専従者給与の比率を計算し、 $RF_{it}$  とした。

次に説明変数について述べる。まず先の表 1 から推測できるように、 $RF_{it}$  は所得の高い階層で一般に小さい値をとるが、これをコントロールするために(3)では  $INC_{it}$  の三次関数を説明変数に用いた。 $INC_{it}$  は区分  $t \cdot i$  に属する自営業者の平均世帯事業所得であり、具体的には表 1 で第 3 列に示した値である。ただし 2002 年基準の実質値で評価した値を用いた（実質値への割引率には、先のモデル同様に、平均給与の成長率を用いた）。 $RF_{it}$  は  $INC$  の減少関数になると考えられる。

次に  $RE_t$  は被説明変数  $RF_{it}$  の時間的トレンドをコントロールする変数である。先にも述べたように、専従者給与が単に「労務対価相当」で決定されるならば、それは個人企業のほかの従業員給与と同じトレンドにしたがうと考えられる。 $RE_t$  はそうした専従者給与の「労務対価相当」部分の、世帯事業所得に占める比率のトレンドを表現する。具体的には以下で計算する。

$$RE_t = \frac{t \text{ 年の個人企業勤務者の平均給与}}{t \text{ 年の全給与所得者の平均給与}} \quad (4)$$

(4) の分母には本来、 $t$  年における全自営業者の平均世帯事業所得を用いたいが、先に述べたように、これを『申告所得税の実態』から計算することには問題がある。そこでかわりに、自営業者の所得とサラリーマンの所得の伸びが等しいと考え、分

---

資本金階級に属する法人が直面する法人・個人の限界税率差である。分析では  $MT_{it}$  の係数が有意に正となることを示した。

<sup>23</sup>  $RF$  は rate of family income、 $RE$  は rate of employment income の略である。

母には  $t$  年の全給与所得者の平均給与を用いた。 $RE_t$  は『民間給与の実態』各年版より計算できる。回帰の結果、 $RE_t$  の係数  $\beta_4$  は正となることが想定される。

$RE_t$  が実際に  $RF_{it}$  の時間的トレンドを反映すると考えられることをみるために、図 2 を示した。図 2 には  $RE_t$  と、『申告所得税の実態』から計算した全自営業者における平均専従者給与比率  $RF_t$  (具体的には表 1 第 4 列の最下段の平均値。)を示した。先述のように『申告所得税の実態』を用いて計算した  $RF_t$  には問題があるが、それが実際の平均専従者給与比率と極端に乖離しているとは考えにくく、以下ではその点を認識した上で  $RE_t$  と  $RF_t$  を比較する。図によると 2 つの変数のレベルなどは異なるが、全体的な変化の傾向は類似しており、その変化のトレンドを反映していると考えられる。

#### < 図 2 挿入 >

最後に説明変数  $MT_{it}$  は、事業主の限界税率から専従者の限界税率をひいた、限界税率格差を示す。ただし事業主の税率はみなし法人を反映したケースで計算する。先の  $RE_t$  の項が専従者給与の「労務対価相当」部分の変化を反映するとして、 $MT_{it}$  の項はインカム・シフティングによる節税を反映する部分である。 $MT$  が正ならば事業主の税率が専従者より高いことを示し、税がこうした節税を引き起こしている場合には  $\beta_5$  が有意に正となる。分析で最も注目すべき係数はこの  $\beta_5$  である。

ただし  $MT_{it}$  の計算では注意すべき点が 2 点ある。1 点は、 $RF_{it}$  の計算に用いた事業所得と専従者給与をそのまま使って  $MT_{it}$  を計算すると、内生変数の問題が発生することである。そのため操作変数を用いる必要がある。操作変数の計算方法は Auten and Carroll (1999) や Gruber and Saez (2002) を参考にした。その方法は Appendix に示した。

$MT_{it}$  の計算で注意すべき 2 点目の問題は、 $t \cdot i$  の平均事業所得と平均専従者給与だけを使って  $MT_{it}$  を計算した場合、区分  $t \cdot i$  に属する自営業者全体の  $MT$  を反映できないことである。そこで分析では、それぞれの区分  $t \cdot i$  をさらに 10 の所得区分に等分し、それぞれ  $MT$  を計算してその平均値を  $MT_{it}$  に用いた。 $t \cdot i$  を 10 の所得区分に等分する方法は、Appendix に示した。

次にデータのサンプルについて若干説明する。まずデータの所得区分は、2002 年の場合先の表 1 で示したとおりであるが、分析期間 (1970 年から 2002 年) で何度か変更されている。分析期間全体のデータの所得区分数は累計で 510 だが、以下で述べるように、 $INC_{it}$  が 400 万円以下と 2000 万円以上の区分  $t \cdot i$  は分析から除くた

め、最終的なデータのサンプル数は 248 となった<sup>24</sup>。INC<sub>it</sub> が 2000 万円以上の区分 t・i を除く理由は、ごく少数の自営業者しか属さない高額所得階層の t・i が結果に大きな影響を与えることを防ぐためである。一方 400 万円以下の t・i を除外する理由は、先述のように、『申告所得税の実態』は税額ゼロの個人が対象からはずれるため、データの低所得階層部分は分析に使用できないと考えたからである。表 2 に残った 248 の被説明変数 RF<sub>it</sub> の概要を示した。以上のモデルとデータを用いて分析をおこなった。

<表 2 挿入>

#### 4.2 分析結果

分析結果は表 3-1 に示した。まず表の 1 列は単純に (3) 式を回帰した結果である。RE<sub>t</sub> の係数は正で有意となり先の予測どおりである一方、MT<sub>it</sub> の係数も有意に正となった。これは事業主と専従者の限界税率差の変化が専従者給与による所得分散に影響を与えたことを示唆している。

では RF の時間的なトレンド変化を RE<sub>t</sub> で表現した。しかし先の図 2 でみると RE<sub>t</sub> は RF にくらべて右下がりの傾向があり、若干乖離がある可能性がある。ではそれを補うために、説明変数にタイムトレンド( Time )を加えた。結果をみると Time の係数は大きく正である一方、RE<sub>t</sub> の係数も 1 にくらべて非常に大きくなっている。また 2 では決定係数も大きく上昇しており、モデルとしては 2 よりも 1 が望ましいと考えられる。一方 MT の係数は 1 にくらべて小さいものの、依然有意に正である。

次に 2 では 1 のモデルについて、被説明変数に専従者給与比率 RF でなく、専従者給与額そのもの(ただし 2002 年ベースの実質値で評価したもの。表ではこれを F と示した)を用いて回帰した。つまり各説明変数の変化が給与額そのものに与える影響を分析した。ここでは説明変数に RE<sub>t</sub> でなく、個人企業勤務者の平均給与額(ただし 2002 年ベースの実質値。表ではこれを E と記した)をそのまま用いている。しかし得られた結果は 1 と同じであった。以上の結果は、税制が専従者給与による所得分散行動に影響を与えた可能性があることを示している。

一方税と節税行動の関係は、所得階層ごとに異なる可能性があることが指摘されており( Moffitt and Wilhelm ( 2000 ))、次にそれについて分析した。まず表の 3 か

---

<sup>24</sup> 所得区分数は 1970 年から 72 年の 3 年間と 74 年は 12、73 年と 75 年から 88 年までは 14、89 年以降は 18 である。なお除外されたデータの内訳は 400 万円以下 144、2000 万円以上 118 である。

らでは、先の（被説明変数を  $R_{Fit}$  とし、Time を説明変数に加えたケース）を拡張してそれについて分析した。まずでは説明変数  $MT_{it}$  を、 $INC_{it}$  が 400 万円以上 800 万円未満の項 ( $MTL_{it}$ ) と 800 万円以上の項 ( $MTH_{it}$ ) に分割して回帰した（たとえば  $INC_{it}$  が 800 万円未満の場合  $MTH_{it}$  はゼロをとる）。結果をみると、 $MTL_{it}$  の係数は有意とならなかった一方で、 $MTH_{it}$  は大きく正に有意となった。これは税制が所得の高い階層の節税行動に影響を与えていることを示唆する結果である。次に・では分析対象を、 $INC_{it}$  が 800 万円以下と、800 万円以上に、それぞれ限定して回帰をおこなった。その結果所得の高い階層について分析したのみ、その係数は大きく正で有意となった。これはと整合的な結果である。一方からでは被説明変数を  $F_{it}$  として、からと同様の分析をおこなったが、得られた結果はほぼ同じであった。また表には記さないが、 $MTL_{it}$  と  $MTH_{it}$  の区分を変更（たとえば 600 万円）しても同様の結果がえられた。

以上表 3-1 は事業所得者全体を分析したが、次に同じ分析を、営業所得者とその他事業所得者に対して個別におこなった。ただしみなし法人選択者の職業別人数が手にはいないため、ここでは  $MT_{it}$  を、みなし法人を反映せずに計算している。表 3-2 には営業、その他事業それぞれのケースについて、表 3-1 の、  
、  
、  
を分析した結果を示したが、基本的に営業・その他事業、ともに同じような結果が得られた（営業所得者の'では  $MT_{it}$  の係数が有意でないが、'・'では、所得の高い階層に関してそれは有意に正となっている）。以上の結果は、税制が専従者給与によるインカム・シフティングに影響を与えていること、特に所得の高い階層の節税行動に大きな影響を与えている可能性があることを示唆している。

<表 3-1、3-2 挿入>

## 5. おわりに

本稿では所得税が自営業者の節税行動に与える影響を分析した。日本では分析に使えるデータが少なくこの問題はあまり分析されてこなかったが、本稿では限られたデータのもとで、その実態の一端を示すことを目的とした。そして税が、専従者給与を用いた所得分散行動（インカム・シフティング）に強い影響を与えている可能性があることを示した。結果に関して注意すべきことは、同様の節税は、個人形態の自営業者だけでなく家族経営の中小法人においても、家族をその社員とすることで可能であることである。つまりこうした節税は、法人・個人を問わず自営業者全般で広くおこなわれている可能性がある。

本稿でもっとも興味ある結果は、所得税が所得の高い階層の節税行動に大きな影響を与えている可能性があることである。かりにこうした点が事実とすれば、こうした節税によって所得税の再分配機能が大きく損なわれている可能性がある。その実態分析は興味ある問題であり、今後の重要な研究テーマのひとつと思われる。

#### 参考文献

- 遠藤みち「相当である」青色事業専従者給与『税務弘報』第46巻14号, 1998, 41-47。  
全国青色申告会総連合『青色申告会五十年史』, 2000。  
政府税制調査会編『税制の抜本的見直しについての答申・報告・審議資料総覧』, 大蔵省印刷局, 1987。  
播久夫『実録・青色申告制度四十年史』, 財団法人大蔵財務協会, 1990。  
田近栄治・八塩裕之「税制と事業形態選択 - 日本のケース - 」日本財政学会叢書『財政研究』, forthcoming。  
吉野隆子「青色専従者給与となる要件」『税務弘報』第51巻13号, 2003, 113-118。  
Auten, G. and Carroll, R., 1999. "The Effect of Income Taxes on Household Income," The Review of Economics and Statistics **81(4)**, 681-693。  
Ayres, B., Cloyd, B. and Robinson, J., "Organizational Form and Taxes: An Empirical Analysis of Small Businesses," Journal of the American Taxation Association, 1996, 49-67。  
Ayres, B., Cloyd, B. and Robinson, J., "The Influence of Income Taxes on the Use of Inside and Outside Debt by Small Businesses," National Tax Journal **54(1)**, 2001, 27-54。  
Cloyd, B., Steven, L. and Robinson, J., "The Impact of Federal Taxes on the Debt-Equity Structure of Closely-Held Corporations," National Tax Journal **50(2)**, 1997, 261-277。  
Enis, C. and Ke. B., "The Impact of the 1986 Tax Reform Act on Income Shifting from Corporate to Shareholder Tax Bases: Evidence from the Motor Carrier Industry," Journal of Accounting Research **41(1)**, 2003, 65-88。  
Gordon, R. and Slemrod, J., "Are "Real" Responses to Taxes Simply Income Shifting between Corporate and Personal Tax Bases?," In Does Atlas Shrug?: The Economic Consequences of Taxing the Rich, edited by Slemrod, J.,

- Cambridge, Mass. and London, :Harvard University Press, 2000, 240-280.
- Gruber, J. and Saez, E. 2002. "The Elasticity of Taxable Income: Evidence and Implications," Journal of Public Economics **84**, 1-32
- Kopczuk, W., 2001. "Redistribution when Avoidance Behavior is Heterogeneous," Journal of Public Economics **81**, 51-71.
- Lang, O., Nohrbass, K. and Stahl, K., 1997. "On Income Tax Avoidance: the Case of Germany," Journal of Public Economics **66**, 327-347.
- Moffitt, R. and Wilhelm, M., "Taxation and the Labor Supply Decisions of the Affluent," In Does Atlas Shrug?: The Economic Consequences of Taxing the Rich, edited by Slemrod, J., Cambridge, Mass. and London, :Harvard University Press, 2000, 193-234.
- Plesko, G., "The Role of Taxes in Organizational Choice: S Conversions after the Tax Reform Act of 1986," working paper. MIT, Boston, MA., 1999.
- Sillamaa, M. and Veall, R., 2001. "The Effect of Marginal Tax Rates on Taxable Income: A Panel Study of the 1988 Tax Flattening in Canada," Journal of Public Economics **80**, 341-356
- Slemrod, J., "Income Creation or Income Shifting? Behavioral Responses to Tax Reform Act of 1986," American Economic Review **85**, 1995, 175-181.
- Sloan, F. and Adamache, K., "Taxation and the Growth of Nonwage Compensation," Public Finance Quarterly **14 (2)**, 1986. 115-137.
- Stephens, M. and Ward-Batts, J., "The Impact of Separate Taxation on the Intra-Household Allocation of Assets: Evidence from the UK," Journal of Public Economics **88**, 1989-2007, 2004.
- Woodbury, S. and Hamermesh, D., "Taxes, Fringe Benefits and Faculty," The Review of Economics and Statistics **74 (2)**, 1992. 287-296.

#### Appendix 1 MT<sub>it</sub> の操作変数の計算について

まず基準年(s年とよぶ。実際の分析では分析期間の中間点である1986年とした)を設定する。基準年のMT<sub>is</sub>は被説明変数RF<sub>is</sub>に用いた事業所得と専従者給与をそのまま使って計算する。次にそれ以外の年(t年とよぶ)では、まず区分t・iの世帯所得(RF<sub>it</sub>の分母の値)を基準年ベースで評価した実質世帯所得を計算する(割

引率は全給与所得者の平均給与伸び率を使用)。次にその実質世帯所得から、基準年のデータを用いて、その世帯が基準年にはどのような専従者給与比率であったかを求め、これを使って実質世帯所得を事業主の事業所得と配偶者給与に分割する。次にそこで求めた配偶者給与が個人企業勤務者の平均給与と同じ伸び率で t 年まで成長すると仮定して、t・i の配偶者給与額を計算し直した。また事業主の所得はもとの t・i の世帯所得から、計算しなおした配偶者給与額をひいて計算した。こうして求めた事業主の所得と専従者給与は税の影響がなかったときの、t・i に属する自営業者の世帯所得分割方法を反映すると考えた。そしてこれに t 年の税制をあてはめて  $MT_{it}$  を計算し操作変数とした。なお分析では、基準年を 1986 年でなく 1970 年や 2002 年とした場合の計算もおこなったが、得られた結果は同様であった。

## Appendix 2 区分 t・i の 10 等分の方法について

たとえば「申告所得税の実態」の合計所得 500 万円から 600 万円の所得区分の場合、それを 510、520、530・・・というように 10 等分できる。次に、たとえば合計所得 510 万円の事業主の場合、その事業所得と（それに属する）専従者の給与を以下の方法で計算した。まず事業所得 BI は（5）を使って計算した。

$$\frac{BI}{GI} = \frac{BI_{500}}{GI_{500}} + \frac{GI - GI_{500}}{GI_{600} - GI_{500}} \left( \frac{BI_{600}}{GI_{600}} - \frac{BI_{500}}{GI_{500}} \right) \quad (5)$$

ここで GI は合計所得額 510 万円を示し、 $GI_i$  と  $BI_i$  は所得区分 i に属する事業所得者の平均合計所得と平均事業所得である（ $i=600$  は合計所得 500 万円から 600 万円の所得区分、 $i=500$  はそのひとつ下の区分である、合計所得区分 400 万円から 500 万円の所得区分をあらわす）。（5）では合計所得 510 万円の事業所得者の、合計所得に占める事業所得の比率を、その周辺の区分のデータを使って計算している。

一方この事業所得者に属する専従者の給与 FI を、（6）を使って計算する。

$$RF = RF_{500} + \frac{INC - INC_{500}}{INC_{600} - INC_{500}} (RF_{600} - RF_{500}) \quad (6)$$

$$\text{ただし } RF = \frac{FI}{BI + FI}, \quad INC = BI + FI$$

（6）で RF は、合計所得 510 万円の事業所得者の専従者給与比率、INC は事業で

得た世帯所得（事業主の事業所得と専従者給与をたしたもの）である。ただし（６）でBIは（５）で求めたものを使い、（６）で求めるのは専従者給与FIである。（６）では合計所得510万円の事業所得者の専従者給与比率を、周辺の区分のデータを使って計算している。（５）と（６）より求めたBIとFIに対して2002年の税制をあてはめれば、それぞれの限界税率を計算できる。

表 1 2002年における事業主の事業所得と専従者給与額の状況  
(単位 ;万円)

事業所得者 合計所得階層区分	事業所得者の 平均事業所得額<A>	専従者一人あたり 平均専従者給与額<B>	夫婦二世帯の平均 世帯所得額<C = A+B>	専従者給与比率 < B/C >
70万円以下	55.59	124.78	180.37	0.692
100万円 "	82.54	129.84	212.38	0.611
150万円 "	117.50	141.52	259.02	0.546
200万円 "	161.82	161.79	323.61	0.500
250万円 "	205.22	174.19	379.41	0.459
300万円 "	248.20	186.33	434.52	0.429
400万円 "	306.92	195.39	502.31	0.389
500万円 "	386.47	218.59	605.06	0.361
600万円 "	464.53	220.37	684.89	0.322
700万円 "	542.51	248.89	791.40	0.314
800万円 "	618.55	252.40	870.95	0.290
1,000万円 "	738.99	277.62	1016.62	0.273
1,200万円 "	913.86	275.87	1189.73	0.232
1,500万円 "	1169.90	347.90	1517.80	0.229
2,000万円 "	1560.83	385.17	1945.99	0.198
3,000万円 "	2243.78	484.57	2728.35	0.178
5,000万円 "	3551.25	571.91	4123.16	0.139
5,000万円超	8303.69	674.45	8978.13	0.075
平均	636.94	220.60	857.54	0.257

\*合計所得とは、事業所得を含む15種類の所得をすべて合計した所得である。

図1-1 モデル自営業者における事業主と専従者の限界税率推移

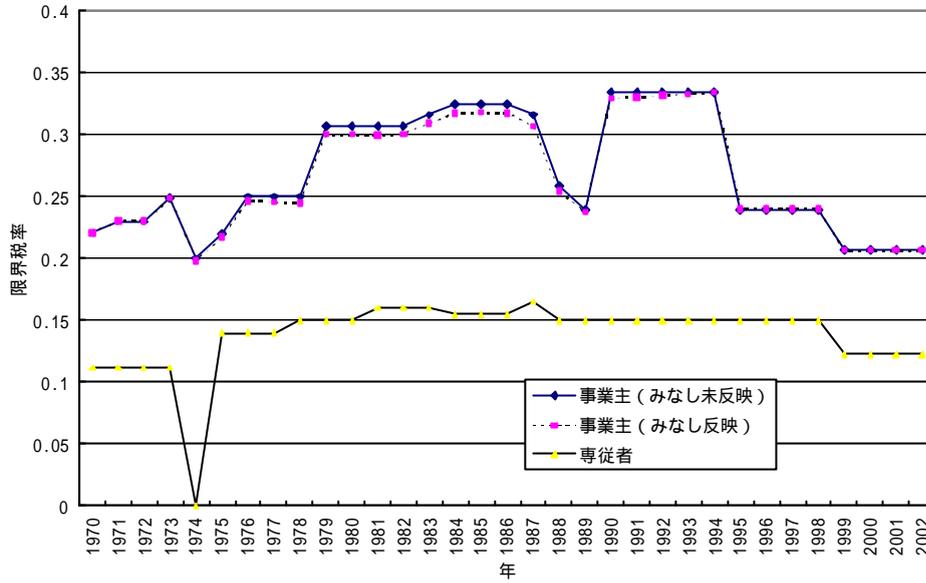


図1-2 モデル自営業者における事業主と専従者の限界税率差推移

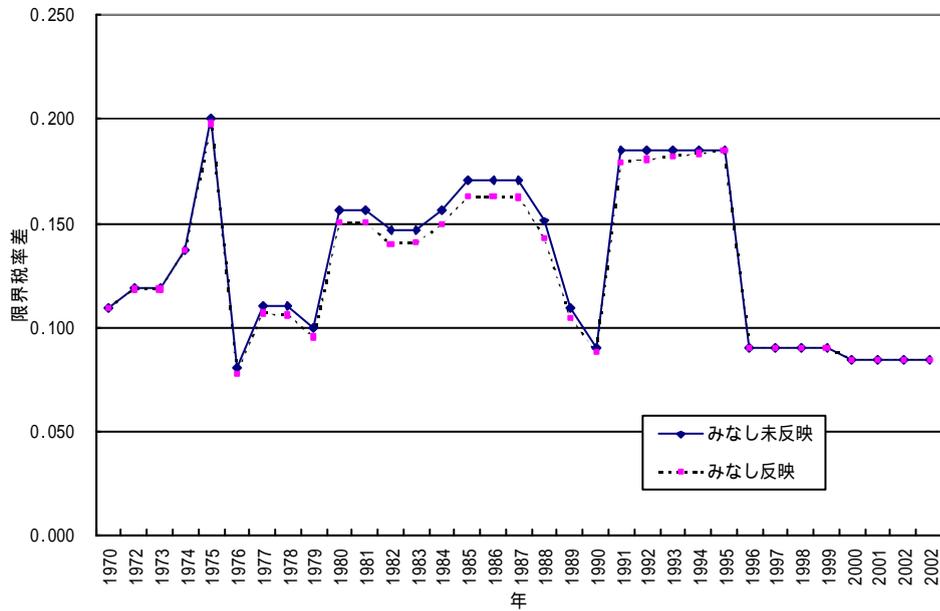


図2 専従者給与比率(RFt)と個人企業給与比率(REt)

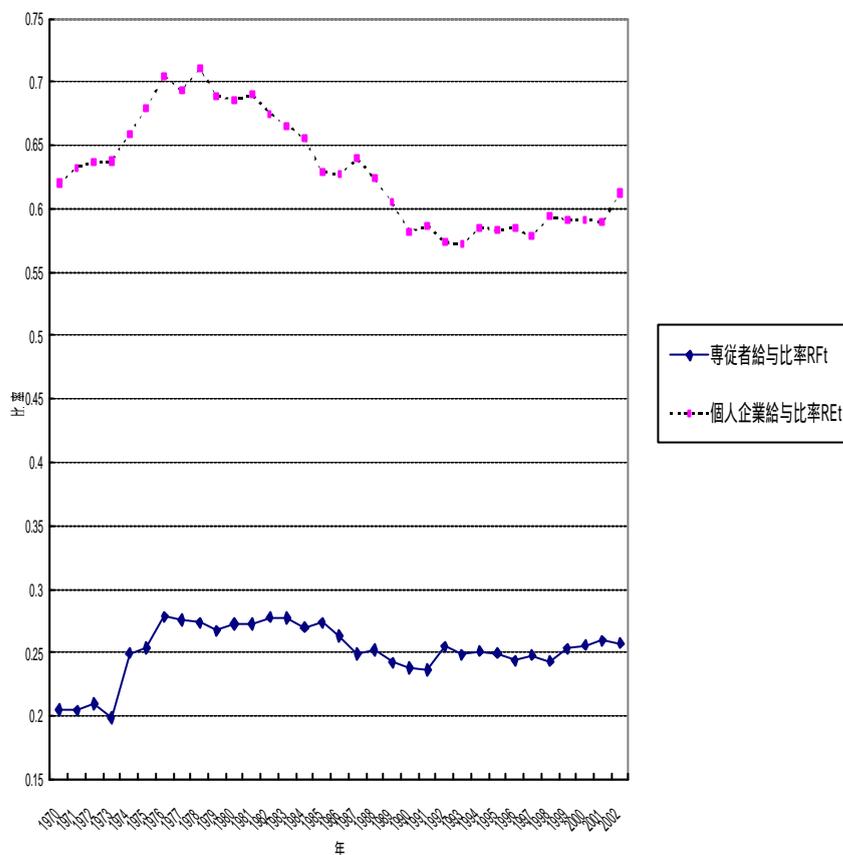


表2 被説明変数RFitの概要

世帯所得階層 (2002年実質) (単位 ;万円)	データ数	平均	標準誤差
400 ~ 600	60	0.355	0.029
600 ~ 800	49	0.298	0.021
800 ~ 1000	45	0.263	0.021
1000 ~ 1500	55	0.226	0.022
1500 ~ 2000	39	0.188	0.021
400 ~ 2000	248	0.272	0.063

表3-1 回帰結果

式番号									
分析対象	事業所得者全体								
所得階層 (万円)	400～2000			400～2000	400～800	800～2000	400～2000	400～800	800～2000
被説明変数	RF		F	RF			F		
定数項	0.536 (21.38)	0.261 (13.27)	-0.117 (-2.20)	0.261 (13.69)	-0.249 (-1.05)	0.093 (1.56)	-0.103 (-2.02)	-0.770 (-1.91)	-0.517 (-1.30)
INC	-0.634 (-9.26)	-0.612 (-15.33)	-0.143 (-0.63)	-0.602 (-15.25)	2.417 (1.85)	-0.245 (-1.90)	-0.132 (-0.57)	3.965 (1.79)	0.418 (0.43)
INC <sup>2</sup>	0.334 (5.77)	0.334 (9.60)	0.211 (1.03)	0.304 (9.17)	-5.217 (-2.29)	0.027 (0.28)	0.129 (0.59)	-6.944 (-1.79)	-0.432 (-0.56)
INC <sup>3</sup>	-0.064 (-4.02)	-0.066 (-6.86)	0.019 (0.29)	-0.055 (-5.98)	3.255 (2.49)	0.013 (0.55)	0.049 (0.70)	4.265 (1.88)	0.182 (0.93)
RE	0.060 (2.41)	0.432 (17.15)		0.440 (18.02)	0.406 (9.94)	0.458 (15.49)			
E			0.641 (4.94)				0.667 (5.07)	0.494 (5.80)	1.004 (5.89)
Time		0.0023 (17.95)	0.0044 (6.55)	0.0023 (18.39)	0.0023 (12.27)	0.0023 (15.21)	0.0044 (6.60)	0.0016 (7.96)	0.0077 (6.96)
MT	0.126 (3.13)	0.051 (2.73)	0.337 (3.25)		-0.042 (-0.98)	0.117 (6.79)		0.027 (0.59)	0.463 (3.83)
MTL				0.026 (1.40)			0.272 (2.99)		
MTH				0.073 (3.57)			0.399 (3.39)		
	R <sup>2</sup> =0.904	R <sup>2</sup> =0.962	R <sup>2</sup> =0.982	R <sup>2</sup> =0.963	R <sup>2</sup> =0.902	R <sup>2</sup> =0.919	R <sup>2</sup> =0.981	R <sup>2</sup> =0.976	R <sup>2</sup> =0.971
データ数	248	248	248	248	109	139	248	109	139

\* ・ には、MTLの所得階層は実質世帯所得(2002年基準)400～800万円、MTHは800万円以上である

\*カッコ内の値はt値をあらわす。

\*すべて操作変数を用いている。また係数推定値の分散はすべてWhiteの推定量で評価する。

表3-2 回帰結果

式番号					”	”	”	”
分析対象	営業所得者				その他事業所得者			
所得階層 (万円)	400～2000	400～800	800～2000		400～2000	400～800	800～2000	
被説明変数	RF				RF			
定数項	0.234 (7.55)	0.240 (8.23)	0.394 (1.35)	-0.024 (-0.29)	0.318 (7.24)	0.317 (7.33)	0.362 (0.99)	0.065 (0.55)
INC	4.939 (14.20)	-0.624 (-12.19)	-0.868 (-0.59)	-0.191 (-1.09)	-0.738 (-8.87)	-0.729 (-8.84)	-0.228 (-0.12)	-0.381 (-1.45)
INC <sup>2</sup>	-0.647 (-12.22)	0.341 (7.63)	0.430 (0.17)	0.013 (0.10)	0.529 (7.56)	0.508 (7.29)	-0.389 (-0.12)	0.242 (1.18)
INC <sup>3</sup>	0.394 (8.30)	-0.069 (-5.49)	0.092 (0.07)	0.010 (0.32)	-0.134 (-6.85)	-0.126 (-6.43)	0.443 (0.26)	-0.061 (-1.17)
RE	0.494 (14.20)	0.492 (14.69)	0.393 (7.49)	0.590 (16.31)	0.348 (7.45)	0.352 (7.60)	0.164 (2.35)	0.492 (10.24)
Time	0.0031 (15.23)	0.0030 (16.23)	0.0026 (9.40)	0.0034 (17.70)	0.0024 (8.87)	0.0024 (8.93)	0.0015 (3.80)	0.0032 (14.88)
MT	0.025 (0.75)		-0.076 (-1.08)	0.121 (4.00)	0.098 (2.16)		-0.012 (-0.16)	0.135 (4.15)
MTL		-0.006 (-0.17)				0.090 (1.99)		
MTH		0.068 (2.17)				0.118 (2.51)		
	R <sup>2</sup> =0.941	R <sup>2</sup> =0.944	R <sup>2</sup> =0.882	R <sup>2</sup> =0.871	R <sup>2</sup> =0.866	R <sup>2</sup> =0.867	R <sup>2</sup> =0.684	R <sup>2</sup> =0.809
データ数	230	230	104	126	211	211	100	111

\* ・ には、MTLの所得階層は実質世帯所得(2002年基準)400～800万円、MTHでは800万円以上である。

\*カッコ内の値はt値をあらわす。

\*すべて操作変数を用いている。また係数推定値の分散はすべてWhiteの推定量で評価する。